

命を守ります！

ライフジャケットが



2017ミス日本「海の日」三上優

写真提供：(公財)海技資格協力センター

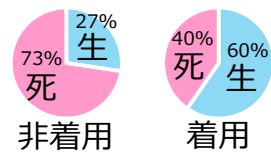
平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務になります！

平成34年2月1日以降、違反点2点が付されます。

ライフジャケットが命を守る

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上です！船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう！

海中転落時の生存率



ライフジャケットの種類

- ◆ 国が安全性を確認した証である桜マークがあるライフジャケットを着用してください※！
- ◆ 桜マークがあるライフジャケットには、すべての小型船舶で使用可能なもの（タイプA）や、水上バイク用などいろいろなタイプがあります！（右表参照）
- ◆ 個人でライフジャケットを購入される場合には、乗船する船舶で使用可能なタイプを確認してください！



桜マーク



タイプ表示

(記載場所や内容については、販売者に確認してください。)

1.船舶安全法に基づく船舶検査が必要な船舶に乗船する場合

タイプ	使用可能な船舶
A	すべての小型船舶
D	陸岸から近い水域のみを航行する旅客船・漁船以外の小型船舶
F	陸岸から近い水域のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上バイク等)でかつ旅客船・漁船以外のもの
G	湾内や湖川のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上バイク等)でかつ旅客船・漁船以外のもの

(詳細についてはホームページを確認ください。)

2.船舶安全法に基づく船舶の検査が不要な船舶に乗船する場合は上記のいずれでもOK

※小型船舶操縦士の免許が不要な船舶(ミニボート等)には、着用義務が課されませんが、安全のため桜マークがあるライフジャケットの着用が推奨されます！

適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認ください。

船室内にいる方



命綱を装着している方



防波堤内の係留船上にいる方



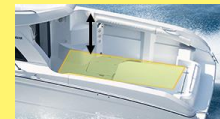
船外で泳ごうとする直前の方



専用装備で海上スポーツをする方



船長が定めた安全場所にいる方



着用する必要がありません

できるだけ着用して下さい

違反すると処分あり！

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！5点以上で免許停止の対象となります！



※平成34年2月1日から違反点数の付与開始

